

# JASRAC独占禁止法違反事件

—最近の最高裁判決を受けて—



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師  
西口 博之

## 目次

- I. はじめに
- II. 音楽著作権の管理とJASRAC
  - 1. JASRACによる管理とその事業
  - 2. JASRACによる管理と後発業
- III. JASRACの独禁法違反と審決
  - 1. 平成21年2月27日排除命令
  - 2. 平成24年6月12日審決
- IV. JASRACの審決取消訴訟
  - 1. 平成25年11月1日東京高裁判決
  - 2. 平成27年4月28日最高裁判決
- V. 今後の問題点—特に消費者契約に関連して
  - 1. 最近の消費者契約関連の独禁法違反紛争
  - 2. 今後のJASRAC事件が及ぼす影響
- VI. おわりに

---

## I. はじめに

昨今の音声・映像等の音楽著作物に係るビジネスは、デジタル技術の進歩とインターネットの普及により、そのビジネス形態に大きな変化を見せており、オーディオディスクの売上が大きく減少する半面、音楽配信・着メロ・着うた・動画配信等が大きく伸びている。

このことは、これらの音楽著作物の利用許諾料の徴収に音楽著作権管理事業者の手を借りる必要性が増し、これまで独占的にその事業を行ってきたJASRACの存在感が強くなってきている。

本稿では、その音楽著作権の管理事業に関連して、競争者のイーライセンスとJASRACの独禁法違反事件について、その背景、紛争の内容、公正取引委員会並びに裁判所の考え方等を解説し、今回の最高裁判決が今後に与える影響等について論じるものである。

## II. 音楽著作権の管理とJASRAC

### 1. JASRACによる管理とその事業

JASRAC(Japanese Society for Rights of Authors, Composer and Publishers：日本音楽著作権協会)は、音楽（楽曲・歌詞）の著作権を持つ作詞者、作曲家、音楽出版社から録音権、演奏権などの著作権の信託を受けて、音楽の利用者に対する利用許諾（ライセンス）利用料の徴収と権利者への分配・著作権侵害の監視・著作権侵害者に対する法的責任の追及などを業務としている<sup>1</sup>。

音楽著作権の管理をJASRACに委託しようとする作曲家、作詞家、音楽出版社は、自らが保有する音楽著作権の支分権の全部または一部をJASRACに移転し、JASRACはこの著作権の移転を受けて自らが著作権を保有し、著作権の対象物である著作物（楽曲・歌詞）の利用希望者に対して利用許諾を行い、その使用料を対価として徴収し、管理手数料を控除した上で、委託者に分配する。

著作物の利用とは、例えば喫茶店・レストラン・ダンス教室・コンサートホールなどにおける不特定多数向けの音楽の演奏・CD・DVD・映画・オルゴールなどの音楽の複製、TV・ラジオなどによる音楽放送、インターネットによる音楽配信などがある。

JASRACが行っている音楽著作権の管理業務としては、最近のJASRACによる2013年度事業報告書によると、①演奏会等（カラオケ・演奏会・放送・有線放送など）②録音（オーディオディスク・ビデオグラムなど）③出版④貸与（貸しレコードなど）⑤複合（通信カラオケ・インターネットタイプ配信など）である。その業務実績（売上）では、放送（295億円）・ビデオグラム（194億円）・オーディオディスク（142億円）・インターネットタイプ配信（87億円）などとなっており、これらの実績を2002年と比較してみると、放送（180億円）・ビデオグラム（101億円）・オーディオディスク（308億円）・インターネットタイプ配信（76億円）となっており、大きく増加を示しているのが、放送・ビデオグラム・インターネットタイプ配信（音楽配信・着メロ・着うた・動画等配信）などである。一方、録音におけるオーディオディスクの売上がこの10年間で半減している<sup>2</sup>。

このオーディオディスクの減少は、レコードに替わる音楽ソフトとして一世を風靡したCDの販売が1998年をピークとして減少しており、日本レコード協会による2002年度の音楽ソフトの生産高がオーディオ（CDシングル・アルバム）で5,000億円、ビデオ（音楽ビデオ）で1,500億円であったのが、2012年には、オーディオで2,277億、ビデオで831億円、有料音楽配信（モバイル・PC配信・スマートフォン）で543億円と全体として半減している事実からも窺える。

その原因として考えられるのは、コンテンツ市場の多様化（携帯電話等モバイルからPC配信・スマートフォン等インターネットダウンロードへの移行等）・音楽への関心度の低下、レンタル・中古市場の隆盛、違法アップロード市場の蔓延等である。

因みに、日本レコード協会の調査によると、レンタル市場もCDレンタル店は1989年の6,213店をピークに減少傾向にあり、2013年には2,704店となっている<sup>3</sup>。

一方、2012年度の有料音楽配信サービスは、上記日本レコード協会の統計では、2005年対比では次の様な推移を見せており、PC配信・インターネット配信の割合の増加がみられる<sup>4</sup>。

1 紋谷暢男『JASRAC概論：音楽著作権の法と管理』日本評論社（2009年）参照。

2 福井健策編『音楽ビジネスの著作権』著作権情報センター（2008年）12頁以下。

3 日本レコード協会ホームページ「調査レポート」レンタル店調査2013年度による。